

生活と福祉 第505号 (昭和63年5月24日第三種郵便物認可 平成10年5月1日発行 (毎月1回1日)) JSDN 1341-6677

生活と福祉

Life and
Welfare **5** No.505
May 1998



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

第35回 社会福祉セミナー

21世紀に向けた社会福祉の挑戦 —社会福祉基礎構造改革の視点—

■期 日 1998年7月23日(木)・24日(金)

■定 員 800名(定員になり次第締切)

■時 間 23日:10時~16時30分 24日:9時30分~15時30分

■受講料 7,000円

■会 場 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋)

■主 催 財団法人鉄道弘済会

第1日 7月23日(木)

基調講演

社会福祉基礎構造改革の展望と課題

(敬称略)

—社会福祉システムの再構築をめざして—

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂

選択講座

①

住民サービスとしての自治体福祉行政の課題

—地方分権・住民参画の動きのなかで—

「福祉自治体ユニット」事務局長 菅原 弘子
東京都高齢者施策推進室 都留 佳苗
保健福祉部在宅サービス課長
新座市福祉健康部 松谷 憲二
高齢者福祉課専門員
〔コーディネーター〕立正大学 根本 嘉昭
社会福祉学部教授

②

介護保険導入に向けた準備と課題

—選択と質を保障するサービスをめざして—

宮城県涌谷町町民医療福祉センター福祉共助課課長補佐 都築 光一
特別養護老人ホーム・ 鈴木 みな子
たちばなホーム施設長
安田火災長寿ライフ 落合 直樹
サポート企画部課長
〔コーディネーター〕東洋大学 大友 信勝
社会学部教授

③

自己決定と参加を保障する社会福祉実践

—利用者とサービス提供者との対等な関係をめざして—

東京都大田通勤寮在寮 野沢 直美
東京都知的障害者育成会 本間 弘子
城南生活支援センター主任
児童養護施設・ 菅原 哲男
光の子どもの家施設長
〔コーディネーター〕東洋英和女学院大学 石渡 和実
人間科学部助教授

第2日 7月24日(金)

シンポジウム

福祉が変わる・福祉を変える

—市民が求める福祉サービス—

北海道奈井江町長 北 良治
河北総合病院理事長 河北 博文
朝日新聞論説委員 大熊由紀子
高齢者施設研究家 本間 郁子
西宮市社会福祉協議会 清水 明彦
重度障害者通所施設・青葉園園長
〔コーディネーター〕明治学院大学副学長 山崎美貴子

記念講演

老いと家族

作家 佐江 衆一

■申込方法 ①郵便振替でお申し込みの場合 振替用紙に、住所、氏名、電話番号を、通信欄には勤務先名(施設の場合は種別も記入)、希望の選択講座の番号(①~③)、および手話通訳ご希望の有無を明記し、お振り込みください。

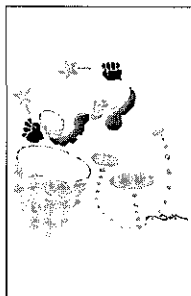
(振替口座:00140-8-143594, 加入者名:鉄道弘済会 社会福祉部)

②現金書留でお申し込みの場合 ①に準じ、必要事項を記入のうえ、受講料を添え、お送りください。

■申込先 財団法人鉄道弘済会 社会福祉部『社会福祉セミナー』係

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 TEL:03-5276-0325 FAX:03-5276-0325

生活と福祉



今月の表紙

音楽シリーズ②

「COSMIC DRUMMER」

野村育葉さん

(東京コロニー障害者アートバンク登録作品より)

障害者アートバンクの歴史は、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストのもつ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みの歴史です。

現在、登録作家約380名、登録作品数3,600点、使用点数約360点と年々その数は拡大してきています。

巻頭言 「やさしさと健やかさに満ちた市民のまち」をめざして

仙台市健康福祉局長 佐藤 直敏 2

特集 平成10年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

- 第54次生活保護基準の改定 3
- 実施要領の改正 6
- 医療扶助の運営 7

水 脈

10

特集 平成10年度の生活保護、社会福祉(社会福祉施設 福祉手当)指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

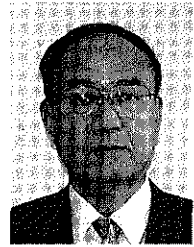
- 生活保護指導監査の方針等について 12
- 保護施設に係る指導監査方針 24

詰将棋・詰碁

36

「やさしさと健やかさに満ちた 市民のまち」をめざして

佐藤 直敏
さとう なおとし
仙台市健康福祉局長



二十一世紀の幕開けを前にした今、グローバル化や高度情報化、価値観の多様化など時代の潮流は大きく変動しつつあり、また、経済情勢は依然低迷が続く、社会全体の不透明感が一層深まるなかで、旧来の各種構造の歪みが顕在化してきています。

こうした厳しい状況にあつて、高齢化・少子化の問題から地球規模での環境問題に至るまで、時代の諸課題に柔軟に的確に対応していくことが必要となつていきます。

このような時代認識のもと、本市は平成九年三月に新基本構想を策定し、新世紀にふさわしい理念と仕組みをもつ「21世紀都市・仙台」構築の目標を掲げたところであります。この基本構想では、「すべての市民が、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、自立し、共に生き、自己実現ができる環境づくりを進める。」ことを施策の基本方向のひとつとして掲げ、健康福祉局においては、『やさしさと健やかさに満ちた市民のまち』の実現をめざして、各種施策を行っているところであります。

本年度に取り組む主な事業を紹介させていただきます。

高齢者施策については、二十四時間巡回型ホームヘルプサービスの全市域への拡大や民間事業者によるデイサービスセンターの整備促進を図るための市独自の助成制度の創設など、高齢者が安心して充実した生活を送ることができる社会の実現をめざします。

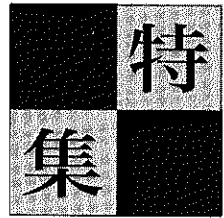
す。また、間近に迫った介護保険制度の円滑な導入に向け、鋭意準備を進めてまいります。

障害者施策については、一時的介護や外出介助などの障害者家族支援サービスに対する市独自の支援措置開始や二十四時間対応で精神障害者の地域生活を支援する体制の整備、精神障害者小規模作業所整備費への助成制度創設など、障害者が地域とともに生活するための支援体制づくりに力を注いでまいります。

さらに、増加する保育需要に対応した保育総量の確保に努め、多様なニーズに応える保育サービスの拡充を図り、併せて、児童館の整備推進とその地域活動機能などの充実を図るとともに、児童養護施設などを退所した児童の社会的自立を一層援助し、子どもが健やかに育つことのできる環境を整備してまいります。

このほか、成人健康診査の充実や、急病診療所移転整備、新墓園の着工など、すべての市民が健康で安心してくらすことのできる施策を鋭意進める所存であります。

平成十年度は、「基本計画」のスタートの年でもあります。厳しい時代の逆風に敢然と立ち向かい、希望に満ちた明るい未来を切り開くため、市民とともに、これらの施策を着実に押し進めてまいりたいと、年度の初めにあたって改めて意を決する次第でございます。



平成十年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

第54次生活保護基準の改定

平成十年度の生活保護基準の改定概要は「別紙1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

平成十年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行なった。具体的には予算編成時に公表され、平成十年度の経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、前年度まで

の一般国民の消費水準との調整を行い、標準三人世帯の改定率を〇・九%としたものである（「別紙2」参照）。

なお、この水準均衡方式は昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申において、「家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当である。」との評価がなされたことにより、昭和五十九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用しているものである。

（注）民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サー

ビス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない）を表す国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

(2) 世帯人員別基準について

世帯人員別の生活扶助基準については、家計の弾力性に乏しい少数世帯の特性や世帯人員別の消費構造の差異を勘案し、一般世帯における世帯人員別の消費支出の実態に合わせるよう是正を図ることとした。

(3) 高齢者の第一類基準の級地間格差是正について

七十歳以上の第一類基準額に就いては、高齢者の消費実態等に着

目して、平成元年度より据え置いてきたところであるが、平成五年度までに概ね妥当な水準に達したことから、その後は、級地間の格差が、他の年齢階級の基準額の設定と同様の四・五%等差となるよう、計画的に是正を図ることとしている。

(4) 加算等の改定について

老齢・母子・障害者加算等の各種加算については、一般的な生活上向上分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より、消費者物価の動向等を勘案し改定を行ってきたところであるが、平成十年度においても同様の考え方により改定を行なった。また、入院・入所者の老齢等の三加算については、中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、施設機能でカバーされる面や施設の処遇水準の向

上等を総合的に勘案し、在宅者と
の均衡を図る観点から据え置くこ
ととした。

二 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間
代等については、一般基準で賄え
ないような場合、別途各都道府県
並びに指定都市及び中核市毎に設
定された特別基準が適用できるこ
ととなっているが、平成十年度に
おいてもこの限度額について所要
の改善を行った。

(2) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費
については、消費者物価の上昇率
等を総合的に勘案し改善を行った。

(3) その他

出産扶助、葬祭扶助基準の各扶
助については、これらの扶助の性
格を踏まえ、それぞれの実態料金
の状況等を総合的に勘案し、改善
を行った。また、各種勤労控除に
についても基礎控除の限度額をはじ
めとして、特別控除、新規就労控
除、未成年者控除についても所要
の改善を行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活
保障水準は、被保護世帯の家族構
成、世帯員の年齢、居住地等によ
り基準額に違いはあるが、いくつ
かの世帯を想定して平成十年度の
最低生活保障水準を例示すると、
「別紙3」のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的
な基準について計上したものであ
り、この他に必要に応じて、学校
給食費の実費、通学のための交通
費等が加算されること、及び家賃
等が例示されている金額以下の方
合は、その実額が適用されること
等に留意する必要がある。また、
就労収入のある場合には、収入に

応じた控除額が実質的に手元に残
ることになり、したがって、現実
に消費し得る水準は控除額を含め
た水準となる。控除額の目安とし
て一例をあげると、一級地で就労
収入が、十三万四、二〇〇円（東
京都最低賃金日額の二十五日分相
当）の場合で、二万五、五二〇円
が収入から控除される。

〔別紙1〕平成10年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第53次 (9年4月1日)	第54次 (10年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	161,859	163,316	標準3人世帯 —33歳男、 29歳女、4歳子
期末一時扶助費(居宅)	14,220	14,330	
【加算等】 妊娠婦加算(妊娠6か月以上)	13,860	13,960	
高齢加算 70歳以上 (居 宅) (入院・入所)	17,940 15,060	18,070 前年度同額	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	23,320 19,600	23,490 前年度同額	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所)	26,910 22,580	27,110 前年度同額	
重度障害者他人介護料	70,650	71,400	
在宅患者加算	13,340	13,430	
人工栄養費	11,970	12,050	
入院患者日用品費	23,230以内	23,390以内	
入学準備金 小 学 校	39,200以内	前年度同額	
中 学 校	45,800以内	前年度同額	
2 住宅扶助基準 家賃間代等 住宅維持費	13,000以内 年額120,000以内	前年度同額 前年度同額	
3 教育扶助基準 小 学 校	2,140	前年度同額	
中 学 校	4,140	前年度同額	
4 出産扶助基準 居 宅 施 設	178,000 以内 140,000 以内 +入院料	前年度同額 141,000 以内 +入院料	
5 生業扶助基準 生 業 費	45,000以内	前年度同額	
技能修得費	58,000以内	59,000以内	
就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	171,000 以内	175,000 以内	
7 勤労控除 基礎控除(限度額)	33,260	33,530	大人の基準額
特 別 控 除 新規就労控除	年額151,200 以内 10,400	年額152,400以内 10,500	
未成年者控除	11,600	11,700	
不安定就労控除	8,000	前年度同額	

[別紙2] 平成10年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格差	平成9年度	平成10年度	改定率
1級地—1	100.0	161,859円	163,316円	0.9 %
1級地—2	95.5	154,575	155,967	
2級地—1	91.0	147,292	148,618	
2級地—2	86.5	140,008	141,268	
3級地—1	82.0	132,724	133,919	
3級地—2	77.5	125,441	126,570	

[別紙3] 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	176,316円	168,967円	161,618円	154,268円	141,919円	134,570円
生活扶助	163,316	155,967	148,618	141,268	133,919	126,570
第1類	107,960	103,100	98,250	93,390	88,520	83,680
第2類	55,356	52,867	50,368	47,878	45,399	42,890
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算（VI区額×5/12）を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	220,221円	210,987円	201,777円	192,533円	178,293円	169,088円
生活扶助	205,081	195,847	186,637	177,393	168,153	158,948
第1類	144,770	138,250	131,750	125,230	118,700	112,210
第2類	60,311	57,597	54,887	52,163	49,453	46,738
教育扶助	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	149,989円	144,904円	138,039円	133,054円	121,085円	116,210円
生活扶助	118,919	113,834	108,219	103,234	97,515	92,640
第1類	69,120	66,280	62,900	60,160	56,680	54,050
第2類	49,799	47,554	45,319	43,074	40,835	38,590
老齢加算	18,070	18,070	16,820	16,820	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	108,506円	105,288円	100,289円	97,171円	87,063円	84,064円
生活扶助	77,436	74,218	70,469	67,351	63,493	60,494
第1類	32,660	31,460	29,720	28,620	26,780	25,790
第2類	44,776	42,758	40,749	38,731	36,713	34,704
老齢加算	18,070	18,070	16,820	16,820	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(前ページよりひき続き、〔別紙3〕最低生活保障水準(月額)の具体的事例)

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	200,244円	193,053円	184,135円	176,943円	162,992円	155,824円
生活扶助第1類	159,754	152,563	145,385	138,193	130,992	123,824
生活扶助第2類	104,400	99,700	95,010	90,310	85,600	80,920
母子加算	55,354	52,863	50,375	47,883	45,392	42,904
教育扶助	25,350	25,350	23,610	23,610	21,860	21,860
住宅扶助	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	192,969円	187,264円	179,699円	173,994円	161,425円	155,730円
生活扶助第1類	126,629	120,924	115,239	109,534	103,835	98,140
生活扶助第2類	76,830	73,370	69,920	66,460	63,000	59,550
障害者加算	49,799	47,554	45,319	43,074	40,835	38,590
障害者加算	27,110	27,110	25,230	25,230	23,360	23,360
重度障害加算	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270
重度障害者家族介護料	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

実施要領の改正

第54次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成十年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 被服費等の改正

(1) 災害時における布団類、被服類の支給基準限度額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5)の(ウ))

〈解説〉

本基準は、被保護者が災害に遭い、災害救助法が適用されない場合に適用される布団類、被服類等の一時扶助基準であるが、この支給基準限度額について、災害救助法による基準額及び消費者物価の動向を勘案して所要の改善を行った。

(2) 入院に際しての寝巻等について、従来、病衣貸与加算が承認されている医療機関に入院する場合は支給対象としていなかった

たが、診療報酬の改定により本年四月から同加算が廃止されたことに伴い、所要の改正を行ったこと。

(局第6の2の(5)の(ウ))

〈解説〉

入院を必要とする者の寝巻等の被服費については、従来、診療報酬の病衣貸与加算が承認されている医療機関に入院する場合は支給対象としていなかったが、診療報酬の改定により、本年四月から病衣貸与加算が廃止されたことに伴い、局第6の2の(5)の(ウ)中「(病衣貸与加算の承認されている医療機関に入院する場合を除く)」を削除した。

なお、本年三月三十一日以前から引き続き入院している者で、病衣貸与加算の廃止により新たに寝巻等を用意する必要のある者については、「入院に際して」生じる需要ではないが、制度改正に伴うものとしてこれに準じた取扱いと

し、改正の時点において他の要件を満たせば支給対象として差し支えないこととした。

ただし、この取扱いは、一時扶助があくまで経常的最低生活費の範囲で賄えない臨時的需要に対応するものであることから、医療機関との契約に基づき、引き続き病衣貸与を利用する場合の費用を認める趣旨ではない。

二 入院患者特別介護費の廃止

付添看護にかかる経過措置の終了に伴い、入院患者特別介護費を廃止したこと。

(局第6の2の(8)のエ)
〈解説〉

入院患者特別介護費は、基準看護病院以外の病院等へ入院している被保護者が、付添看護を必要とする場合に、看護料の標準額として定められている医療扶助の看護給付の額と実際に必要な看護費用との差額を補填する目的で昭和五十四年に創設されたものである。

この付添看護については、平成六年六月の診療報酬の改定により、平成八年三月末日をもって廃止さ

れ、経過措置についても昨年九月末日をもって終了したところである。

これに伴い、平成九年九月三十日厚生省告示第二三九号をもって医療扶助基準のうち「看護のための費用」を削除したところであるが、今回、医療扶助運営要領の関係箇所について所要の改正を行い(医療扶助運営要領の改正を参照のこと)、同時に、入院患者特別介護費についても廃止することとした。

なお、これに伴い「入院患者特別介護費の取扱いについて(昭和五十四年三月三十一日社保第二十八号厚生省社会局保護課長通知)」についても廃止することとした。

三 技能修得費の特別基準

生業扶助の技能修得費の特別基準支給限度額について、九万七、〇〇〇円から九万九、〇〇〇円に引き上げたこと。

また、これに伴い課長通知の間(第4の40)についても特別基準の額を引き上げたこと。

(局第6の7の(2)のウ及び課第4の40)

四 家財保管料の引き上げ

家財保管料の支給基準限度額を九、〇〇〇円から一万三、〇〇〇円に引き上げたこと。

〔生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定手続きについて〕昭和四十四年三月二十九日付社保第七十六号社会局長通知

〈解説〉

家財保管料は、医療機関、職業能力開発校、社会福祉施設等に入

医療扶助の運営

一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は昭和五十九年から続いた減少傾向が平成六年度以降増加傾向に転じ、平成九年五月現在では、約七〇万六、〇〇〇人が医療扶助を受給しており、被保護人員(約八九万五、〇〇〇人)に占める割合は七八九%となっている。

院入所している単身の被保護者がやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管する必要がある、かつそのための費用が他からの援助等で賄うことができないときに、一年以内に退院退所できる見込みがある場合に限り、入院入所後一年間を限度として認定できることとしているところであるが、その支給基準限度額について、費用の実態等を勘案して所要の改善を行った。

また、予算額をみると、平成十年度予算では医療扶助費は約六千一八六億円となっており、保護費負担金(約一兆七四八億円)に占める割合は五七・六%となっている。

二 医療扶助運営要領等の改正

今回の医療扶助関連通知に係る改正の概要は次のとおりです。

(1) 健康保険法等の一部改正について

近年の医療保険制度を取り巻く環境が、高齢化の急速な進展等により医療費が増大を続け、医療保険制度の存立の基盤を揺るがしかねない深刻な状況にあることから、医療保険制度の総合的かつ抜本的な改革が急がれている。その一方、当面の財政危機を回避し、制度の安定運営の確保と世代間の負担の公平等を図るため、「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成九年六月二十日法律第九十四号をもって交付され、同年九月一日から施行されることとなった。

このため、平成九年九月診療から薬剤に係る一部負担の創設など給付と負担の見直し等の措置が講じられたところであるが、薬剤に係る一部負担については、医療扶助による給付が行われるため、被保護者の負担が増えることがないなど平成九年八月二十九日付け事務連絡をしたところである。

(2) 精神病院に対する指導の強化徹底等について

精神病院における不祥事が相次いで発生し、精神病院に対する国民の不信を招いたことから、厚生

省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長の連名通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」(平成十年三月三日障第百十三号、健政発第二三三二二号、医薬発第百七十六号、社援第四百九十一号)により、精神病院に対する指導監督等について全面的に見直しが行われた。

このうち、生活保護に関連するものとしては、①精神保健福祉法主管課が行う精神病院に対する実地指導には、医療監視や生活保護法による指導等との連携を十分図ることとされ、②実地指導後の措置として、精神保健福祉法主管課が改善指導を行う際には、生活保護法主管課へ必ず連絡されることとなった。

また、生活保護法の指定医療機関に対する指導では、制度の趣旨、医療扶助の取扱い方法、適切な入院患者日用品費等の管理などについて周知徹底を図ることとされたため、都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点として「特に

精神病院に対しては、本来病院において用意すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出することはしていないか。また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。」が新たに加えられたところである。

(3) 医療券・診療報酬明細書等の被保護者への開示について

従来、診療報酬明細書等の被保険者への開示については、被保険者の秘密の保護及び診療上の必要性から慎重な対応が行われてきたところであるが、厚生省老人保健福祉局長、保険局長、社会保険庁運営部長の連名通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成九年六月二十五日老企第六十四号、保発第八十二号、庁保発の第十六号)により、開示の取扱いが示された。

これに伴い、医療扶助では、厚生省社会・援護局長通知「医療券・診療報酬明細書等の被保護者への開示について」(平成九年八月十五日社援保第百五十一号)に

より、生活保護法による医療券・診療報酬明細書等(医療券・診療報酬明細書、医療券・施設療養費明細書、医療券・(老人)訪問看護療養費明細書、調剤券・調剤報酬明細書をいう。以下同じ。)の開示については、次のとおり確認した上で開示できることとされた。

① 開示を求める者と医療券・診療報酬明細書等に記載されている者が同一であることを確認すること。

② 指定医療機関等に対して当該医療券・診療報酬明細書等を開示することによって診療上支障が生じない旨主治医の判断を求めること。

また、開示にあたっての具体的事務処理に関する取扱い要領を作成する際の留意事項については、平成九年九月九日付け事務連絡で、他法他施策の活用(被用者保険を除く)により保護の実施機関に診療報酬明細書等が保管されていない場合の取扱いについては、平成十年二月六日付け事務連絡で指示したところである。

(4) 施術に係る請求書様式等の改正について

施術においては、厚生省保険局医療課長通知「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項の一部改正について」(平成九年十二月一日保険発第百四十九号)及び「はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(平成九年十二月一日保険発第百五十号)により、さらに算定基準及び審査の適正が図られることとなった。これに伴い、医療扶助では、施術券・施術報酬請求明細書(様式第二十六号の一)及び生活保護法による施術費給付承認書(はり・きゅう)・施術費給付請求書(はり・きゅう)・(様式第二十六号の三)について施術日欄を設けるなど様式改正を行い、また、あんま・マッサージの施術料金の算定方法(別紙第四号の一)、はり・きゅうの施術料金の算定方法(別紙第五号別紙三)について留意事項を加えることとなった。

(5) 看護の給付について

平成六年六月の健康保険法等の

一部改正により各医療保険制度について療養の給付が改正され、付添看護についての療養費の支給が平成八年三月末をもって終了することとなった。しかしながら、看護要員の確保が困難等の理由で平成八年三月までに解消できない場合には、経過措置として、付添看護解消計画の策定・都道府県知事への届出を行い、都道府県知事の承認を受けた医療機関に入院している者に限って、最長一年六月間は付添看護の療養費の支給が行われることとなり、平成九年九月末をもって経過期間の終了となった。これに伴い、医療扶助では、平成九年九月三十日厚生省告示第二百九号をもって、生活保護法による保護の基準別表第四医療扶助基準のうち「看護のための費用」を削り、また、厚生省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の実施要領及び医療扶助運営要領の一部改正等について」(平成十年三月三十一日社援第八百十三号)により、看護の給付などについて削除したところである。

(6) その他

医療扶助において、医療に関する審査機関は、生活保護法施行令第四条に規定する社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会及び国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合に設置される医療に関する審査機関であったが、厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令(平成九年三月二十八日政令第八十四号)第四十四条により、日本鉄道共済組合に設置される医療に関する審査機関が削られた。

これに伴い、医療扶助では、厚生省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の実施要領及び医療扶助運営要領の一部改正等について」(平成十年三月三十一日社援第八百十三号)により、日本鉄道共済組合の関することなど所要の改正を行った。

三 医療扶助の適正な運営

被保護者の約八割が医療扶助を受給しており、保護費負担金の約六割を医療扶助費が占めているこ

とからも明らかなように、本制度における医療扶助の占める割合は大きく、その適正実施は重要課題である。

したがって、この適正実施には、以下のことにつき、なお一層の充実強化を図る必要がある。

① レセプトの審査体制の強化、審査内容の充実など診療報酬の適正な支払や被保護患者の適切な処遇の確保を推進すること。

② 長期入院患者の社会復帰を積極的に図るため、医療機関、保健所等の関係機関との連携の強化や嘱託医及び主治医の活用により的確な病状把握に努めること。

③ 医療扶助の実施にあたっては、被保護者の病状把握に努め、指定医療機関の協力を得て、病状と結びついた適切な処遇を行うこと。

④ 指定医療機関に対する個別指導の実施にあたっては、医療法、健康保険法、精神保健福祉法等に基づく指導等との連携の強化を図るなど効果的な指導を行うこと。

休暇の過ごし方

今年もゴールデンウィークがやって来る。

「たまには十分な休養を取り家族サーブिसをしよう」と格好をつけて言った手前、否応なく二日間の年次休暇を取るはめになり七日間の連続した休暇が実現することとなった。さて、この休暇をどう過ごすか大きな悩みである。

まず思いつくのはゴロ寝であるが、これで過ごすにはどうにも長過ぎる。「亭主元気で留守がいい」というかつての流行語に学べば、普段は一食(夕食はほとんど外食)

ですむ世話が三食となることだけでも女房には迷惑であろうと想像され、二日もすれば邪魔者扱いにされるのは確実であろう。

あれやこれやと考えたあげく、奮発して一泊旅行を企画したが、結局のところ残りの五日間はゴロ寝になりそうで女房の小言のひとつ二つは覚悟しなければならぬような情勢である。

そんな折り、審議会の先生に随行し老人デイサービスセンターを訪問する機会があった。先生によると囲碁、将棋に熱中する多くのお年寄りの姿に福祉の後進性を見る思いがするとのことである。「こんなにも元気であるのにやる事が……」途中でその意味は理解できたが、そういうことであれば、目前の休暇の過ごし方についてあれやこれやと思い悩んでいる私も予備軍である。毎日が日曜日……今までそんなことは考えもしなかったが遠い先の話ではない。今度の休暇はその過ごし方を考えてみよう。

(心)

末期医療意識調査

私の母(八十四歳)は、三月初めくも膜下出血で洗面所の前に倒れ救急車のお世話になった。月初めの日曜日で悪天候のせいもあり病院探しに一時間以上もかかってしまった。おまけに入院先は脳に關係のない胃腸科専門病院。輸送中に意識がなくなり、医師の診断では植物状態になる可能性が五分五分。本当は脳外科に転院してほしいが病状から見てもそれはできない。医師の話を聞いてみるとこれから先のことを種々思い悩むのである。付き添いは? マカロニー症候群になったら? 在宅介護になつたら? どうするか等。尊厳死を目指す私にとって由々しい事態である。万一の時の対応については母の元気などきの意向等も医師に伝えたが、なかなか理解してもらえず困惑した。幸いにも末期医療のあり方として苦慮することな

く、治療開始が遅延したこともあって入院四日目で天国に召された。結果論であるが臨終のあり方としては母の意に添ったものであったと思う。

昨年末の国会で橋本首相は「末期医療等の問題をあらためて見つめ直すか論議すべきだ」という空気が生まれているが、国民の考え方がひとつに収束したといえる状態ではない。国民の意識を踏まえながら検討すべきだ」と答弁している。歴代総理のなかで、尊厳死に関連して国会で答弁したのは初めてであり、その意義は大きい。厚生省は末期医療のあり方、尊厳死、安楽死、リビング・ウィルについて一万四千人を対象に意識調査を開始した。調査結果とその後の対策に関心を寄せている。

(哲)



峠の国盗り 綱引き合戦

信州と遠州を分かち峠を兵越峠（ひょうこし）という。四〇〇年の昔、武田信玄が大軍を率いて京に向かったという。この地で毎年秋も深まった頃、国盗り綱引き合戦が行われる。草木が色づくなか、赤々と焚火がたかれ、そばや五平餅がふるまわれる。まずは信州軍の総大将（南信濃村長）の口上がはじまる。「遠州方にもの申す。……いざ、信州人の誇りにかけて見事勝利し、歓喜の祝杯をふるまわん」。これを受けて遠州軍の総大将（水窪町長）の口上が続く。「あな勇しき信州方の口上承った。……義理

も人情も今日は別、秋葉大明神のご加護も我にあり。いざ戦わん」。号砲一発熱戦の火蓋は切られた。くこの名譽を掛けて十五人の精銳（うち女性三人）が古老の編んだ藤づるの大綱を引く。両軍死力を尽しての三本勝負が決した後は、厳肅な儀式が待っている。信州と遠州の国境がこの日から一メートル移るのである。勝軍の氣勢は、ここで今一度燃え上り、敗軍は、この屈辱的な光景を俯きながら見守らなければならぬ。恭しく行司が進み出て国境の立て札を一メートルずらし、大槌で打ちこんで合戦は終るのである。

追伸

これまで十一回戦ったが、はじめの頃は信州軍が圧倒的に強く三連勝を飾った。これに危機感を抱いた遠州軍は、町外居住者も呼び寄せて必死の反撃を試み四年目にしてやっと初勝利した。その後は両軍相譲らず、現在は信州軍の七勝四敗となっており、件の立ち札は、三メートル程遠州側に食いこんでいる状況である。（晴）

鯉のぼり

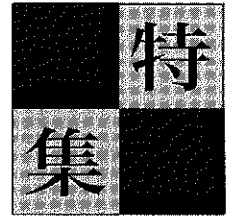
五月になると、青空に鯉のぼりが気持ちよく泳ぐ。それを見るとその家の子どもが健やかでと願う想いが湧き、子を思う親心に心なごむものを覚えずにはいられない。

昔から「さつきの鯉の吹き流し」といって、心にわだかまりや悪意がない、気つぷのよさにもたとえられているように、紺碧の空に泳ぐ鯉のぼりは、まことに清々しい。子どもは本来は、この鯉のぼりのように心に何のわだかまりもなく、清らかなものだが、としを重ねるに従って、空気が気持ちよく吹き抜けるからだに、何か溜まるものができて、風通しが悪くなり、素直に泳げなくなってしまう。それは、親や家庭、地域社会のありようや、一部の醜悪下劣なマ

スメディアの影響によって來雑物が入りこみ、その細菌が年齢と共に増殖して、溜っていつてしまい、風通しの悪い鯉のぼりとなってしまうからだ。

風通しが悪く、雨に濡れて、竿の先から、だらりとぶら下がっている鯉のぼりは、淋しく、哀れな感じさえある。

せっかく心地よい爽快な五月である。政治も経済も、世の大人たちも「五月の鯉の吹き流し」のようになり、すっきりした、前向きで、透明性のあるものになり、そうした環境のなかで、子どもたちも、力強く、伸び伸びと成長するようになってほしいものと、紺碧の空にむかって熱い願いを託す――五月のこの頃である。（凡）



平成十年度の生活保護、

社会福祉（社会福祉施設 福祉手当）指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査の方針等について

生活保護法施行事務監査については、平成六年三月三日社援監第三十六号厚生省社会・援護局長通知に基づき実施されているところであり、各年度ごとに保護の動向、監査結果等を踏まえた監査方針が示されているところである。

平成十年度における生活保護指導監査方針等については、本年三月四日及び五日に開催された都道府県・指定都市社会福祉関係主管課長会議、生活保護関係係長会議において、その内容を示すとともに、

に、三月二十五日社援第七百四号厚生省社会・援護局長通知をもつて具体的な取扱いが示されたところであり、以下その概要について説明する。

一 福祉事務所の指導監査に当たっての基本方針

近年の保護動向については、平成四年以降ほぼ横ばいで推移してきたが、平成八年度後半からは、特に都市部を中心に全体の五割を越える福祉事務所において、被保

護人員、世帯数とも徐々に増加してきており、従前とは異なった傾向が見受けられる。

一方、福祉事務所の実施体制については、毎年現業員の四分の一が人事異動の対象となりその内容も新規採用職員が配属される福祉事務所が増えてきているほか、査察指導員についても現業経験を有しない者が三割を占める状況にあり実施体制の確保に向けての取組みが求められている。

以上のような背景のもと、平成

十年度の生活保護の指導監査に当たっては次のような観点を踏まえ効果的な指導監査に努めることが必要である。

(一) 保護動向の分析と要因の把握について

前述のような保護動向の下で、効果的な指導監査を実施するためには、管下の各福祉事務所の動向やその特性を十分分析し、その結果を踏まえた指導監査の実施が肝要である。

したがって、特に被保護人員が

増加傾向に転じている福祉事務所については、開始事由、世帯類型、年齢階層別等様々な角度から増加要因の分析を行うとともに、その背景となる社会情勢等も踏まえた指導監査を実施する傾向がある。

特に、被保護人員の増加要因が、現業員の不足、面接相談員の技量不足、査察指導が機能していない等福祉事務所の実施体制が不十分なことによる場合もあり得るので、十分事前検討を実施の上指導監査に当たることがある。

(二) 的確な指導監査の実施

ア 指導監査は、福祉事務所が取り組むべき問題点や現状を認識させ、これらの改善方向を示し、これに向け、それぞれの職員がその職責を果たすような事務処理の体制を確立させるなど、幅広い視点に立ちながら、福祉事務所としての組織体制を整備することが必要である。

このためには、監査結果の是正・改善の指示は、単にケース検討結果における問題点、特に個別ケースの指摘の改善にとどまることなく問題の発生要因が福祉事務

所組織のどこに起因するものか、また一連の事務処理方法のどこに問題があるのかを十分に分析したうえで具体的な是正・改善方法を指示することが必要である。

したがって、所長等幹部職員に對し十分に問題の所在を認識させるとともに、問題によっては理事者にも認識させて対応する必要がある。

イ 毎年の指導監査は、過去の監査結果等を踏まえた継続的な是正改善努力の経過を勘案しながら実施されることが重要である。

したがって、改善措置の進捗状況を確認監査や巡回指導等の継続的な指導により把握し、それぞれの段階で必要な助言・指導等を行うこと。また、各福祉事務所毎に問題点や是正改善状況が経年的に把握できるように指導台帳を整備し、監査の継続性を確保する必要がある。

ウ 指導監査の実施に当たり、組織的な事前検討、監査結果の分析が行われる体制が確立されていないなど指導監査が監査班(担当官)任せといわれるような状況が見受

けられる。

そこで、監査の事前検討、監査結果の分析、是正・改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程においては、幹部職員を含めた組織的な協議・検討が十分に行われる体制を確保するとともに、特に多くの課題を抱えた福祉事務所の指導監査に当たっては、幹部職員が自らその指揮に当たるとなど適切な対応を行う必要がある。

(三) 小規模福祉事務所に対する指導について

被保護者が二〇〇世帯以下の小規模福祉事務所については、前述のような経験の浅い職員が多いことに加え、事務処理が現業員任せになるなど実施体制上の問題が種々生じているところである。

したがって、個々の職員の執行能力の向上に加え、組織的な業務の運営を確保する具体的な方策について指導するとともに、実務中心の研修会の開催、県市本庁の巡回指導等創意工夫を加えた指導をする必要がある。

二 指導監査の主眼事項及び着眼点

管下福祉事務所に対する指導監査は、以下の点に留意のうえ、「別紙1」「都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき実施することとしている。

なお、主眼事項・着眼点は、福祉事務所の実情に応じて適宜加して差し支えない。

(一) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底面接相談に当たっては、懇切丁寧な対応を行い、相談内容を十分引き出し生活保護制度上の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については所長等幹部職員が逐次点検するなど相談業務が担当者任せとならないよう指導すること。

また、民生委員との連携、他の行政部局との連絡体制など生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体制づくりについても指導すること。

さらに、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等を十分聞き取るとともに、調査に必要

な同意書の徴取を行った上での、金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等の関係先調査、病状把握及び扶養義務者に対する扶養関係調査等福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

イ 保護受給中における指導援助の推進

(7) 資産及び収入の把握

被保護者に対し、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導し、申告内容、拳証資料等の審査の徹底を図り必要に応じ関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、課税状況については一斉点検により収入申告内容の確認を行い、また、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を適切に把握するよう指導すること。

また、扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、被保護世帯と関係の深い者について重点的に調査を行うよう指導し、特に被保護世帯の子や生別母子世帯の前夫に対する調査

については、扶養の可否を照会するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。特に、保護開始時にはその生活実態等を早期に把握する必要があることから、訪問格付にとられることなく実態把握に必要な訪問活動を実施するとともに、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位につけ、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

(イ) ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースとどういった関わり方をしていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が極めて形式的、画一的になっている傾向がある。

したがって処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態を十分に把握・検討したうえで樹立するとともに、自立選定ケースや処遇困難ケース等は、ケース診断会議を開催するなどし処遇方針の組織的な検討を進めるよう指導すること。

一方、訪問活動は、年度当初に計画した訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状

況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、保護開始時にはその生活実態等を早期に把握する必要があることから、訪問格付にとられることなく実態把握に必要な訪問活動を実施するとともに、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位につけ、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、本人来所時に実情を聴取することはもとより、可能な限り世帯員、民生委員等から生活状況等を聴取し、不在理由の確認も含め、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(ウ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労の可否について十分検討すること。その結果就労が可

能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助を図りつつ、求職活動状況報告書の徴取、職業安定所（ハローワーク）への同行訪問等による就労指導の徹底を図り、自立助長のための積極的な指導援助を早期に行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて就労日数又は就労時間が少ないなど、稼働能力を十分活用していないと考えられる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、必要に応じ転職指導を行うなど積極的な増収指導を行うよう指導すること。

(エ) 不正受給防止対策の徹底

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過小申告によるものであるが、その発生要因を検討すると、訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴

取及び申告内容の審査が不十分な事例が少なくない。

このため、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査及び課税状況調査等の点検による内容審査を徹底し、福祉事務所の指示に従わないケースに対しては文書指示を行うなど厳正に対処するよう指導すること。

また、不正受給が発生した場合は、発生経過と発生要因の分析を行い、その是正改善のための取組み状況を報告させる等不正受給防止対策の徹底に努めるよう指導する必要がある。

(二) 要援護世帯に対する指導援助の充実

近年、高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が保護受給世帯の大層となっている。

これらの世帯の需要は多岐多様にわたっており、単に保護費を給付するといった所得保障の対応だけではその需要を満たすことはできないケースが大半である。

したがって、的確なケース処遇を確保する観点からこれらの世帯

の需要を的確に把握し、保健所、医療機関、各種相談員等関係機関との連携を密にした幅広い対応に努めるよう指導すること。

(三) 組織的な運営管理の推進

ア 計画的な運営管理の推進

毎年、管内の保護動向、前年度の監査指摘事項等を踏まえ管下福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所が当該指針を踏まえ、事務所として取組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取組むよう指導する必要がある。

また、個別ケースを通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、自主的内部点検等による是正改善に取組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等問題を抱えるケースの取扱いについてはケース診断会議を積極的に活用するなどし、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって問題解決に取組む体制を確保するよう指導すること。

イ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分發揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期未訪問が生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

したがって、査察指導員は、「査察指導白帳」を作成するなどし、個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず査察指導員が関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制を確立すること。

ウ 実施体制の確保

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置に努めさせるとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、被保護者等が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確

保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては査察指導員、ケースワーカーが不足することのないよう保護動向を加味した職員配置について特に配慮するよう指導すること。

(四) 医療扶助の適正運営の確保

被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このために必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

また、現業員が被保護者の病状等を把握するためにレセプトを常時活用し得る状態を確保したうえで、レセプトの縦覧点検を行うとともに、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

三 指導監査に当たっての留意事項

平成10年度の都道府県・指定都市が実施する管下福祉事務所に対する指導監査は、前述の重点事項を踏まえ実施することとするが、実施上の留意点は次のとおりである。

(一) 監査の実施方式

ア 一般監査

一般監査は年間の計画に基づき、福祉事務所における生活保護行政の事務全般について行うものである。原則として全福祉事務所に対し、年一回実施することとする。

また、ケース検討は、当該福祉事務所の全ケースの概ね一割を目途に実施することとするが、前述のように指導監査の重点がケース検討に片寄ることなく、あくまでも福祉事務所の組織強化といった点を念頭に指導監査を実施すること。

イ 特別監査

特別監査は、保護の実施状況、監査結果等を勘案し、積極的かつ重点的に実施すること。

(二) 監査班の編成

監査班は、監査吏員(二人以上)をもって編成するものとし、特に重要な問題が予想される福祉事務所等の指導監査に当たっては、主管課長等が直接その指揮に当たるよう配慮すること。

(三) 監査実施計画の樹立

都道府県・指定都市は、毎年度当初にその年度の指導監査の実施

計画を樹立するとともに、実施計画を策定するに当たっては、前年度において実施した監査結果に現れた問題点及び最近における保護の動向等を勘案して監査の主眼事項を定め、計画的かつ効率的実施について十分留意すること。

四 指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管下福祉事務所に對する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「別紙2」「都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

特に、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処するなど医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、社会保険など各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じての合同による指

導を実施すること。

【別紙1】 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項 着眼点	1 保護の適正 実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底 1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (4) 他法他施策活用についての助言・指導は、適切に行われているか。 (5) 民生委員との連携、他部局との連絡体制など生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体制になっているか。 (6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の把握状況 ア 保護の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。 また、関係先(金融機関、保険会社、社会保険事務所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。 イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に聴取されているか。 ウ 法第六三条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。 病状把握の状況 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令
-------------	---

(2) 保護受給中における指導援助の推進 ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握	(3) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。 イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できる場合には、実地に調査されているか。 ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。 エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 オ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。 3 関係機関等との連携 (1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行われているか。 (2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分とられているか。	等が活用されているか。 (3) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。 イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できる場合には、実地に調査されているか。 ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。 エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 オ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。 3 関係機関等との連携 (1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行われているか。 (2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分とられているか。
---	---	--

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進	1 処遇方針の設定 (1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分な評価検討された上で立てられているか。 (2) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切な	イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。 (2) 稼働収入の把握 ア 収入申告書は、定期的に徴収されているか。その際、給与証明書等検証資料は添付されているか。 イ 収入申告書及び給与証明書等検証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。 (3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握 ア 収入申告書は適切に徴収されているか。 イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。 ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。 (4) 収入申告書の内容確認 収入申告書の内容を確認するため、課税状況調査等の一斉点検の実施について、努力されているか。 (5) 老齢年金等の受給資格の確認 一定の年齢に達した者について、老齢年金等の受給資格について確認されているか。 また、一定の障害の状態にある者について、障害年金等の受給資格について確認されているか。 (6) 扶養能力調査の実施 扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要なものについては、適切に実施されているか。
---	---	---

ものとなっているか。

(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが必要
れているか。また、処遇の困難なケース等については、関係機関
とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。
(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。

2 訪問計画の設定

(1) ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即
して適切に策定されているか。

また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図
る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該
世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。

(2) 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査
活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。

また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われ
ているか。

(3) 訪問計画は、ケース格付に基づき適切に策定されているか。

3 訪問調査活動の状況

(1) 訪問調査活動は、概ね計画どおり実施されているか。

特に、長期間未訪問または計画に比べ実施回数が少ないケース
はないか。

(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されてい
るか。

(3) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福
祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な
指導援助が行われているか。

(5) 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫す
る等適切な対応措置がとられているか。

また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、
不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。

(6) 長期にわたって来所による面接が続く訪問調査活動が行われて
いないケースはないか。

(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

(3) 稼働年齢層
の者のいるケ
ースに対する
指導援助の推
進

また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁され
ているか。

1 就労阻害要因の把握

(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の
形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。

(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等に
ついては、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ
検診命令等により的確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は
適切に行われているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置
状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生
計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行わ
れているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は
十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等
への同行訪問等の援助が行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他施策の活用についての
指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示
により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は
適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収
入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われ
ているか。

また、転職を含む増収指導が行われているか。

身体的、家庭的条件等に応じた適職指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定

(6) 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要がある
ケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援

(4) 不正受給防止対策等の推進

助が行われているか。

1 収入申告内容の確認等の状況

収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。
また、必要に応じて勤務先関係先調査を適切に行うとともに、毎年、課税状況調査等の一斉点検を行うなど、福祉事務所としてできるかぎりの努力が行われているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

(1) 不正受給については、法第七八条により厳正に措置されているか。
また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

(2) 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられているか。

3 不正受給等の発生原因の把握とその対応状況

(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第六三条及び第七八条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないかなど、福祉事務所として取組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、その適切な対応が行われているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

1 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、老人訪問看護制度、老人保健施設及び社会福祉施設等の各種保健福祉施設の活用は図られているか。
イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。

ウ 高齢者、障害者等がある世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。

エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼が行われているか。

3 医療扶助の適正運営の確保

(2) 母子世帯に対する指導援助の状況

ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。

イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。

ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。

(3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、学校等関係機関との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。

ウ 必要に応じて、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。

1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況

(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。

(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助が行われているか。

(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。

(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。

2 レセプトの点検、活用状況

(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編纂され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。

また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。

(2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。

(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医協議又は本庁協議が適切に行われているか。	3 移送給付等の状況
(1) 移送給付 ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。	イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。
ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。	(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び障害年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
(3) 施術、治療材料給付 あんま、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。	4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医は週一回程度の所内勤務が確保されているか。 (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。	5 本庁協議状況 (2) 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。
6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。	(2) 患者の病状等に応じ、精神保健福祉法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。 特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされて

いるか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。 イ 精神科の外来通院について、精神保健福祉法第三二条の適用について検討が行われているか。	4 福祉事務所 における入所措置等の適正実施の確保 (1) 実施体制の確保
1 入所措置等を行うための職員配置などの組織体制が確立されているか。 2 新任職員等に対する研修は行われているか。 3 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。	(2) 適正な入所措置事務等の確保
1 適正な入所措置事務は、確保されているか。 (1) 適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。 2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。	(2) 入所者診断会議に必要に応じて担当職員を参加させているか。 また、その際措置期間、措置施設の変更等の必要が認められた場合には、措置の変更等の手続きが適切に行われているか。 (3) 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (4) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。

- (3) 適正な保護の決定事務の確保
- 5 組織的な運営管理の推進
- (1) 計画的な運営管理の推進

また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

1 理事者等の現状認識

(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。

(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。

(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

イ 法第六三条及び第七八条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。

エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施するなど、その対応策を講じているか。

(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

2 運営方針及び事業計画の策定等の状況

(1) 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で策定され必要に応じ見直しが行われているか。

また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっているか。

(2) 査察指導機能の充実

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。

3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況

(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。

(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。

(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討しているか。

4 ケース診断会議の活用状況

(1) ケース診断会議は、処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じ速やかに開催されているか。

また、所長等幹部職員が出席しているか。

(2) 会議経過は記録されているか。

また、会議結果等を踏まえ具体的な取組みが行われているか。

1 現実活動の掌握体制の確保

訪問計画の策定や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。

2 訪問計画の進行管理等

(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。

(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。

3 ケース審査及び助言、指導

(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指

(3) 実施体制の確保

- 導を適切に行っているか。
- 特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。
- (2) ケースワーカーに助言・指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。
- (3) ケースワーカーに助言・指導した事項についての進捗管理は適切に行われているか。
- 4 処遇困難ケースへの対応
- (1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。
- (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。
- (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。
- 1 職員の配置状況
- (1) 査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。
- (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言・指導ができる者となっているか。
- (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇・事務処理等に支障を来していないか。
- (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。
- 2 面接相談体制の状況
- (1) 専任面接相談員が配置されているか。
- (2) 専任面接相談員の配置が困難な場合にあつては、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保されているか。
- 3 研修の実施状況
- (1) 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。
- (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。
- (3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。

6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底

- 4 経理事務の処理状況
- (1) 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。
- 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカーが現金を取扱っていないか。また、真にやむを得ない場合には、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。
- (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係職等との照合、点検を行っているか。
- (3) 法第六三条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。
- また、その内容は拳証資料等により明確にされているか。
- (4) 法第六三条による返還金及び法第七七条又は第七八条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。
- また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。
- 5 ケース記録等事務処理の管理状況
- (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取扱われているか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査・点検等の管理が適正に行われているか。
- 6 その他
- (1) 訪問用自動車等の機動力は整備されているか。
- (2) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。
- 1 福祉事務所の実情に応じた取組み状況
- (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析が行われ、それに対する具体的な対応策が講じられているか。
- (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析が十分に行われ、それに対する対応策等が計画的に策定されているか。
- (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
- (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。

また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。	
2	暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
(1)	暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
(2)	資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。
(3)	ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取組んでいるか。
	また、受給要件は常時見直されているか。
(4)	自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
(5)	警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
(6)	保護の開始決定後、本庁への報告が速やかに行われているか。
3	自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
(1)	自動車の保有状況が関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。
	なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
(2)	保有を認める場合に、本庁協議が必要なケースについては、速やかな協議が行われているか。
(3)	保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。
(4)	保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
	また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。
(5)	処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

【別紙2】

都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 精神保健福祉法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、精神保健福祉法第三二条適用について理解されているか。 また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

保護施設に係る指導監査方針

平成十年度における保護施設に係る指導監査方針については、本年三月四日及び三月五日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその内容を示すとともに、三月三十一日付社援第八九六号厚生省社会・援護局長通知及び同日付社援監第五号厚生省社会・援護局監査指導課長通知をもって具体的な取り扱いを示したところであり、以下その概要について説明する。

保護施設に対する指導監査について

保護施設がその設置目的に沿って、入所者処遇を行うためには、法人・施設が健全な安定運営を確保することが不可欠であり、各都道府県・指定都市及び中核市が実施する指導監査の果たす役割は極めて重要である。今後、保護施設

に対して更に適切な指導監査を実施するために、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、監査結果等から問題が認められる法人・施設に対しては、問題点に対応した重点的かつ継続的な指導を行うことが必要である。

また、指導監査に当たっては、①適切な入所者処遇の確保、②必要な職員の確保と職員処遇の充実、③社会福祉法人及び施設運営の適正実施の確保、に重点を置き、個々の施設の問題点に着目した効果的な指導監査を行うこと。

【指導監査の基本方針】

一 指導監査体制等の充実

保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制の整備を図ること。

また、管下福祉事務所に指導監

査を委任している都道府県・指定都市・中核市は、監査担当職員の資質向上のため研修を実施すること。

なお、法人・施設の適正な運営確保のため、指導監査は、原則として年一回全施設に対して実施すること。この場合、全施設に対する実地指導監査の実施が困難な場合は、前回の指導監査の結果から、法人の理事会運営、施設運営、入所者処遇及び職員処遇等の全般について良好と認められる施設に限り、選定根拠を明確にした上で、全施設数の二割を限度として書面監査方式等の実施を検討するなど監査の方法を工夫し実施率の向上に努めること。なお、この場合であつても、当該施設に対しては、二年に一回は実地に指導監査を行うこと。

二 入所者処遇に重点を置いた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、各種のハンディを有する入所者個々人の人権を尊重した適切な入所者処遇が確保されているかに重点を置いた指導監査を実施するとともに、十分な研修等の実施、適切な給与、労働時間の短縮、有給休暇の消化、福利厚生の実等により、入所者処遇の向上が図られるよう指導すること。

三 問題点を有する法人・施設に対する重点指導

問題を抱える法人・施設に対する指導に当たっては、問題点に対応して重点的、かつ継続的に実施する必要がある。必要に応じて担当課長自らが実地に指導監査を実施するとともに、指導監査結果による指導事項については、期限を付してその是正改善等の措置を講

ずるよう指摘すること。

また、指導監査結果による改善及び指摘事項について必要な改善措置が講じられない法人・施設に対しては、実施機関に新規収容措置の停止等の協力を求めるほか、個々の事例に応じ、社会事業法に基づき改善命令をはじめ、役員の解職勧告及び業務の停止を行うなど厳正に対処すること。

四 指導監査の実施内容の充実

(1) 法人監査と施設監査の同時実施
法人が経営する施設については、法人監査と施設監査を同時に実施してその実効をあげるよう配慮する必要がある。

特に、複数の指定都市・中核市等に所在する法人経営の施設に対する指導監査に当たっては、施設指導を担当する指定都市・中核市と法人指導を担当する道府県が同時に指導監査を実施すること。

また、法人が複数の都道府県において施設を設置している場合については、厚生省及び関係都道府県との連携のもとに指導監査を実施し、監査結果については必要に

応じて情報交換を行うことにより、法人に対する共通認識を確保しておく必要がある。

さらに、施設指導担当部門と法人指導部門が異なる都道府県においては、常時綿密な連携を図ること。

(2) 効果的な指導監査の実施内容
指導監査に当たっては、画一的、平板的監査を避け、施設ごとの問題点に着目した効果的な指導監査を行うこと。

また、問題を有する法人・施設に対する指導に当たっては、各事業所管課との組織的な連携を強化するとともに、当該施設に対する指導監査は、年一回に止まらず、重点的かつ継続的に指導すること。さらに、指導監査の結果は、指摘事項については是正改善状況、法人・施設監査を常に把握し、その進捗管理を行うこと。

【指導監査の主眼事項】

法人・施設に対する指導監査については、次の事項を重点的に「別紙3」に示す「主眼事項及び着眼点」に基づき実施することと

する。

一 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する食事、入浴、健康管理等の充実、プライバシーの尊重と適切な生活環境の確保、自立、自活への援助等を充実することにより、入所者の処遇の充実と自立の促進を図るよう指導する必要がある。

そのためには、入所者個々人の心身の状況、日常動作能力等を勘案し、必要に応じて嘱託医等の意見を求める等、専門的判断も踏まえた個別処遇方針を策定することが必要である。

(1) 食事、リハビリ等入所者処遇の充実

入所者の快適な日常生活を確保するよう、個々人の状況に応じた個別処遇方針の策定及び必要に応じての見直し、機能低下を防止するためのリハビリテーション、嗜好調査結果を踏まえた給食の提供、個々人の身体状態に応じた入浴、排泄物等の介助の実施、衛生的な被服及び寝具の提供、適切な保健医療対策の確保等について指導すること。

また、入所者や家族からの相談への適切な対応、家族への必要に応じた情報の提供、家庭との交流、家庭復帰への援助について配慮するよう指導すること。

(2) 入所者の生活環境等の確保

入所者は、施設での生活が長期にわたる場合が多いので、ゆとりと楽しみのある入所生活を確保することが重要である。このような観点から、施設の運営に当たって、管理上の都合で入所者の生活を不当に制限することなく、レクリエーション活動、外出、外泊等入所者の意向等を尊重した処遇について配慮するよう指導すること。

(3) 入所者預り金管理の適正化等

自己管理が困難な入所者から預かっている預金通帳と印鑑が、それぞれ別の者によって管理され、また、預り金の払出しに当たって、入所者からの受領の確認をとるなど入所者預り金の適切な管理を行うよう指導すること。

さらに、預り金の収支状況について、入所者に対し定期的に通知するとともに、必要に応じて家族等に通知するよう指導すること。

(4) 自立、自活等への援助

入所者の身体的・精神的条件に応じ、機能を維持し、または機能の減退を防止するための訓練及び入所者が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようになるため、職能的訓練等を行うよう指導すること。また、特に授産施設においては、入所者の障害等に応じた作業種類の採用、適切な作業環境の確保について十分配慮されるよう指導すること。

二 必要な職員の確保と職員処遇の充実

(1) 適切な給与水準の確保

職員の給与については、継続的な職員の確保を図る観点から、初任給格付基準、前歴換算表、標準職務表等を給与規定に明記し、かつ職員間に不均衡を生じさせないよう公平に運用するとともに、給与水準が施設所在地の地方公共団体等と比較して、著しく乖離することのないよう指導すること。

(2) 労働時間の短縮等労働条件の

改善

施設における職員の確保策として、魅力ある職場づくりに努める必要がある。そのため、労働基準法に基づく週所定労働時間四十時間の完全実施による労働時間の短縮、年次有給休暇の活用についての配慮を行うとともに、産休、育児休業等労働条件の改善に向けて指導すること。

(3) 業務体制の確立と業務省力化の向上

効率的な業務体制の確立及び業務省力化のための設備導入等について指導すること。

(4) 職員研修等資質の向上対策の推進

施設の職員は、入所者の多様なニーズに的確に対応していくことが求められており、社会福祉の専門職としての資質を確立していくことが必要である。このような観点から、各種研修会への積極的な参加及び内部研修等の充実、介護福祉士等の資格取得に対する配慮等の資質向上対策の推進の取組みについて指導すること。

(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実

職員に対しての福利厚生、レクリエーション、健康管理増進の実施のための福利厚生センターの活用等士気高揚の取組みについて指導すること。

(6) 職員の確保及び定着化

適正な施設運営を確保し、入所者処遇を充実していくためには、必要な職員数の配置や質の高い専門職員の確保が必要である。そのため、福祉人材センターの活用や労働条件等に配慮し、職員の定着化に努めるよう指導すること。

三 社会福祉法人及び施設運営の適正実施の確保

(1) 法人の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには運営の中核となる法人の理事會機能及び監事機能が充実されることが必要である。このため、理事會は適切な役員構成の下に、実際に法人運営に参画できる理事を選任し、理事會での適正な審議が確保されることが必要である。また、監事は理事の業務執行、法人・施設の財産の状況、金銭の借入れの状況等についての監査を通

じて、理事等に対する牽制効果を期待されているものであり、その監事機能を十分發揮するよう指導すること。

(2) 新設法人の運営管理体制の確立

新たに設立され、施設整備中の社会福祉法人に対しても施設整備担当部局と十分な連携のうえ、指導監査を実施すること。

(3) 施設の運営管理体制の確立

健全な施設運営を確保していくため、資格を有する専任の施設長を配置するよう指導するとともに、人事、労務面での規程等が適正に整備、運用されているか、施設設備等の整備、維持管理についても適切に行われているか等について指導すること。

また、高額繰越金等を有する施設に対しては、都道府県、指定都市及び中核市本庁が施設等の整備状況及び職員処遇、入所者処遇の状況について点検を行い、所要の改善を図るよう指導すること。さらに、運営費の弾力運用については、指導監査を通じて、適正な施設運営が確保されているか否

かを厳正かつ具体的に審査確認の上、適正に行われるよう指導すること。

(4) 内部牽制体制の確立

法人・施設が健全で安定的な運営をしていくためには、理事会の実質的審議、法人・施設の財産状況等を明確にする必要があることから、監事の職務及び役割が重要であるので監事機能の充実に努めるよう指導する必要がある。

措置費の適正な執行を期するため、会計責任者と出納職員を明確にして適正な会計事務処理が確保されるよう指導すること。入所者預り金については、預金通帳と印鑑がそれぞれ別の者によって管理される等内部牽制体制の確保に努めるよう指導すること。さらに、預り金の収支状況について、入所者に対し定期的に通知するとともに必要に応じて家族等に通知するよう指導すること。

(5) 寄付金の取扱い

寄付金の受け入れに当たって、寄付者の意向に沿った会計処理を行うよう指導すること。また、入所者や施設職員から寄付を求めて

いないか、取引業者からの寄付を受け入れる場合、社会的に誤解を招かないよう、その取引業者と法人・施設との契約が適正に締結された上で行われているかなどについて指導すること。

(6) 不祥事の未然防止対策の確立

不祥事の発生要因とその背景をみると、①理事会の審議、監事の監査が形骸化していること。②理事長、施設長等役職員が親族等との特定な関係にある者で占められていること等により、理事長等一部の者の専断による法人・施設運営が行われていることに起因している。従って、指導監査に当たっては、これらの事項に留意して、不祥事の未然防止対策が十分機能しているかどうかについて検証するとともに、研修等を通じ法人・施設の幹部役職員に対し、施設の公共性に関する意識を高めるよう指導すること。

(7) 防災対策の充実強化

防災対策については、連絡・避難体制の確立、夜間または夜間を想定した避難訓練及び消火訓練の実施、非常食等備蓄物資の確保、

近隣施設及び地域住民等との地域ぐるみの防災体制の強化への取組み等に万全を期するよう指導すること。

的な取組み
施設はその専門的機能を地域に提供し、可能な限り地域との連携を深めていくよう指導援助すること。

(8) 在宅福祉、地域福祉への積極

〔別紙3〕 社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。また、入所生活をゆとりのある、かつ、楽しみのあるものにするためのレクリエーションの実施等に創意工夫がなされているか。
1 食事・リハビリ等入所者処遇の充実	(1) 個別処遇方針は、適切に策定されているか。 ア 個別処遇方針は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果に基づいて策定されているか。 また、個別処遇方針は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇方針は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを待て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 個別処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。 エ 入所者の処遇記録等は整備され、活用が図られているか。 オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。
	(2) リハビリテーションは、適切に行われているか。 ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。

イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。

(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食（差）調査及び検査結果等を献立に反映しているかなど、食事のメニューに工夫がなされているか。

ウ 検査は、適切な時間になされているか。（原則として食事前となっているか。）また、常に同一の職員により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。（安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。）

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。

（特に夕食時間は一七時以降となっているか。）

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 入所者の身体状態に応じた食事のための自具等の活用がなされているか。

ケ 保存食は、一定期間（二週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

コ 食器類の材質、種類に配慮がなされ、また、衛生管理に努められているか。

サ 給食関係者の検便は毎月全員実施されているか。

(4) 適切な入浴の確保ができるよう努められているか。

ア 入所者の入浴は、一週間に少なくとも二回以上行われているか。また、次回の入浴までの間については、必要に応じて清拭等が行われているか。

特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週二回の入浴が確保されているか。

イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア おむつ交換時には、衝立、カーテンを活用するなど入所者の心情に配慮がなされているか。

イ 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は障害に応じた工夫がなされているか。また、換気や保温に配慮がなされているか。

ウ 便秘の続いている者に対する流腸、摘便等が適切に行われているか。

エ おむつ交換時は、換気に配慮がなされているか。

オ また、汚物は速やかに処理されているか。

カ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブル介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。

キ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努められているか。

ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。

イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっているか。

ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。

エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。

(7) 医学的管理は、適切に行われているか。

ア 定期的健康診断、衛生管理及び伝染病等に対する対策は適切に行われているか。

イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。

ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。

エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添い

2 入所者の生活環境等の確保

について配慮がなされているか。

(8) 家族との連携に積極的に取組まれているか。

ア 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対して適切な助言指導が行われているか。

イ 家族との連携が緊密に保たれているか。

入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。

また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図る等適切に対応されているか。

さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。

ウ 家族の面会が長期にわたっていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。

(9) 実施機関との連携が図られているか。

入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等の実施にあたって必要な時期に、入所者の機能の状態、適性、能率等について検討を行いその更生の目標、実施方法等を決定し管理しているか。(入所者が適正な施設に適正な期間措置がされているか等)

また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられるなど実施機関との連携が図られているか。

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあつた構造になっているか。

ウ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。

エ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。

3 入所者預り金管理の適正化等

カ 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。

(1) 入所者預り金の管理は、適正に行われているか。

ア 入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで、一律に施設が預り金として管理されていないか。

イ 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。

ウ 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。

エ 預り金の収支状況は、施設長により定期的(毎月)に点検されているか。

オ 預り金の払出しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立合の下に金銭授受が行われ、入所者からの受領印が徴されているか。

カ 預り金の収支の状況を定期的に入所者(必要に応じて家族等)に連絡しているか。

(2) 介護用品等の本人負担は、適切に行われているか。

ア 入所者の処遇に必要な医療介護用品、布団、毛布等の日常生活用品等であつて、施設会計で負担すべき経費を入所者に負担させていないか。

イ 行事の一環として行う費用(外食等)を入所者に負担させていないか。

(3) 遺留金品の引き渡し等は、適切に行われているか。

入所者が死亡した場合に、実施機関への通報及び実施機関の指示に基づく遺留金品の引き渡しは適切になされているか。

4 自立、自活等への援助

入所者個々の身体状況等を考慮し、施設種別毎の特性に応じた自立・自活等への援助が行われているか。

(1) 救護施設関係

ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業

は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。

イ 訓練または作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。

ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。

エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。

オ 入所者の個別の状況等について、保護の実施機関との連携が図られているか。

カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。

(2) 授産施設関係

ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議が開催されているか。

イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。

ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。

エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。

オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。

カ 肢切断または機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。

キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。

ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。

ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。

コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。

サ 工賃の支払いは適正に行われているか。

シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。

第2 必要な職員 の確保と職員 処遇の充実

1 適切な給与 水準の確保

2 労働時間の 短縮等労働条 件の改善

か。

優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の実等、職員処遇が充実されるよう努められているか。

(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。

(2) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。

また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。

(1) 労働時間、休暇関係

ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。

イ 労働時間の短縮についての促進が図られているか。

(週所定労働時間四十時間への改善が図られているか。また、時間短縮に向けた努力がなされているか。)

ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。

エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。

オ 夜勤、宿日直関係

ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。

イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。

また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。

(3) 健康管理関係

職員への健康診断は、適正に実施されているか。

また、寮母等夜間勤務を行う職員について六か月以内(こと)一回行われているか。

3 業務体制の確立と業務省力化の推進	(4) 退職手当関係 ア 退職手当共済制度への職員の加入は適正に行われているか。 （短期雇用者及び加入対象外施設職員等が含まれていないか。） イ 社会福祉・医療事業団等に提出されている本俸月額が正しく理解され適正に届出が行われているか。 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能されているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。
4 職員研修等資質向上対策の推進	職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。 エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。
5 福利厚生等の士気高揚策の充実	福利厚生等の士気高揚策について、その充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努められているか。 ウ 福利厚生センター等が行う事業について、その活用にも努められているか。
6 職員の確保及び定着化	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。

第3 社会福祉法人及び施設 1 法人の運営管理体制の確立	ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努められているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用にも努められているか。 適切な基本方針のもとに施設運営が行われているか。 健全な環境のもとで、社会福祉事業に關する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努められているか。 (1) 定款は、適正に整備されているか。 ア 定款は、定款準則に準拠したものとなっているか。 また、事業内容は定款と相違していないか。 イ 定款及び登記事項の変更手続は適正に行われているか。
	(2) 役員構成、選任手続等は、適正に行われているか。 ア 欠格事由を有する者が選任されていないか。 イ 役員の選任及び構成は、適正であるか。 ウ 役員が親族等の特殊の關係にある者が占められていないか。 エ 選任關係の書類が整備されているか。 オ 役員の任期が明確になっているか。 また補欠役員の任期は、前任者の残任機関となっているか。
	(3) 理事会等は、適正に機能されているか。 ア 理事会等の開催、予算の承認等要議決事項の審議は適正に行われているか。 また、議事録は審議経過がわかるように各理事の意見等が正確に記録・保存されているか。 イ 理事会は適宜、必要な時期に開かれているか。 ウ 理事長及び一部の者による専断がなされていないか。 エ 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。 オ 理事会において、事業計画の推進及び借入金償還等、法人・施設の中・長期的な安定運営を図るための審議が行われているか。 カ 研修等に役員が積極的に参加しているか。

キ 評議員会を設置する必要のある法人に適切な指導が行なわれているか。

(4) 監事監査は、適正に行われているか。

ア 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われているか。

イ 監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告後、法人において保存されているか。

(5) 資産管理は、適正に行われているか。

ア 基本財産・運用財産等は明確に区分され、適正に管理されているか。

イ 定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿謄本は、一致しているか。

ウ 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分、貸与し又は担保に供されていないか。

(6) 借地に関わる利用権の設定・登記は適正になされているか。

建物を存する土地が民間からの借地である場合、契約書が整備され利用権が設定、登記されているか。

(7) 会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。

ア 経理規程及び諸帳簿は適正に整備、運用されているか。

イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。（命令が交付されているか。）

ウ 本部会計、特別会計等の会計単位が明確にされ、それぞれの予算の作成、執行は適正に行われているか。

また、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表）は適正に整備保存されているか。

エ 業者選定や契約手続は、適正に行われているか。

オ 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が滞りに行われていることはないか。

2 新設法人の 運営管理体制 の確立

カ 資金計画及び借入金金の償還は、適正に行われているか。

キ 基金、繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理、運用されているか。

ク 債権・債務の発生要因は適正な事由によるものか。また、管理は適正に行われているか。

(8) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。

民間施設給与等改善費の管理費加算相当額及び運用収入並びに繰越金等からの本部会計への繰入は適正に行われているか。

また、充当経費は適正に扱われているか。

(9) 情報開示は適正に行われているか。

法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用するなどにより自主的に開示しているか。

(1) 法人認可後二週間以内に適正に登記されているか。

(2) 理事は六人以上いるか。

(3) 役員は六人以上いるか。

(4) 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

(5) 入所施設を経営する法人の理事の四分の一以上は、社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉の代表者となっているか。

(6) 理事会は適時に開催され、施設建設工事契約等要議決事項の審議は適正に行われているか。

また、議事録は、審議経過がわかるように各理事の意見等についても正確に記録・保存されているか。

(7) 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。

(8) 評議員会は設置されているか。

（入所施設のみを設置経営する法人である場合はこの限りでない。）

(9) 評議員の選任及び構成は適正となっているか。

また、選任関係書類は整備されているか。

- (10) 評議員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。
- (11) 評議員に利用者の家族の代表が加わっているか。
- (12) 評議員会は適時に開催され、施設建設工事契約等要議決事項の審議は適正に行われているか。
- (13) また、議事録は、審議経過がわかるように各評議員の意見等についても正確に記録・保存されているか。
- (14) 評議員会への欠席が継続している評議員はいないか。
- (15) 特に、理事を兼ねていない評議員の欠席が継続していないか。
- (16) 法人役員、事業計画等の情報は、公開されているか。
- (17) 契約手続は公共事業の扱いに準じているか。
- (18) 入札方法の決定は理事会、評議員会で行われているか。
- (19) 指名競争入札の場合、指名業者の選定は理事会、評議員会で行われているか。
- (20) 入札の公告等は適正に行われているか。
- (21) 入札参加業者を都道府県市に届け出ているか。
- (22) 届出のあった業者について都道府県市の行った助言を受け入れているか。
- (23) 入札を行う際、監事、複数の理事（理事長を除く）、評議員（理事長の六親等以内の血族、親族等特殊の関係のある者を除く）が立ち会っているか。
- (24) 契約を締結する際、理事会、評議員会で審議しているか。
- (25) 工事契約は適正か。
- (26) 契約内容を都道府県市に報告しているか。
- (27) 契約で一括下請負を禁止しているか。
- (28) 入札結果（入札業者名、落札業者名、落札金額）を入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、都道府県市に届け出ているか。
- (29) 入札結果を公開しているか。
- (30) 工事の一部を下請業者が行う場合、当該下請業者名、業務等必要事項を把握しているか。
- (31) 濫りに業者等に寄付を求めているか。
- (32) 施設・設備整備補助金の交付申請及び事業報告は適正に行われているか。
- (33) 建設費の資金計画、支払等は適正か。

3 施設の運営 管理体制の確立

- (1) 整備された施設・設備は適正に使用されているか。
- (2) 管理規程、就業規則、経理規程、給与規程等の規程は整備されているか。
- (3) 諸機関への承認申請、届出等は適正に実施されているか。
- (4) 職員への採用、給与格付は適正か。
- (5) 職員への辞令は交付されているか。
- (6) 職員への命令は交付されているか。
- (7) 人事管理は、適正に行われているか。
- (8) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。また、定着化に努めているか。
- (9) 通所事業などを実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
- (10) 職員研修は具体的に計画が立てられ、積極的に行われているか。
- (11) 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- (12) また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (13) 施設長に適任者が配置されているか。
- (14) 施設長の資格要件は満たされているか。
- (15) 施設長は専任者が確保されているか。
- (16) 施設長が他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (17) 施設設備は、適正に整備されているか。
- (18) 施設設備は、「設備及び運営基準」に抵触していないか。
- (19) また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。

(6) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。

ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。

イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。

ウ 繰入金は、優先的に各種引当金に充てられているか。

エ 繰入金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。

また、取崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。

(7) 高繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。

高繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。

(8) 会計経理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。

ア 諸帳簿は適正に整備、運用されているか。

イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。（命令が交付されているか。）

ウ 施設会計の予算の作成、執行は適正に行われているか。

また、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表）は適正に整備保存されているか。

エ 業者選定や契約手続は適正に行われているか。

オ 医師にかかる嘱託契約は、勤務日時、手当額等を明確にした適正な契約書をもって締結されているか。

カ 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が濫りに行われていないか。

(9) その他の施設運営に関する事項

ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。

また、実施水準の向上に、職員の創意工夫等が反映されている

4 内部牽制体制の確立

か。

イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。

ウ 介護機器、省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。

エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。

(1) 社会福祉法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況が法令通知等に基づいて適正に処理されているかどうかの監事監査が行われているか。

(2) 役職員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

(3) 入所者の預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。また、引き渡す職員以外の職員の立会の下に金銭授受が行われているか。

(4) 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされているか。

5 寄付金の取扱い

寄付金の取扱いは、適正に行われているか。

ア 寄付金の受入れは寄付者の意向に沿った会計区分となっていないか。

イ 濫りに入所者及びその家族に寄付を求めているか。

ウ 濫りに職員に寄付を求めているか。

エ 濫りに取引業者等に寄付を求めているか。

また、取引業者等からの寄付の受入れを行う場合、その業者と法人・施設との契約が適正に締結されたうえで行われているか。

オ 寄付金台帳、寄付申込書及び受領書（控）は整理、保存されているか。

6 不祥事の未然防止対策の確立

- (1) 理事会及び監事監査関係
 - ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。
 - イ 理事長、施設長による専断がなされていないか。
 - ウ 理事長、施設長等は、役職員等研修会に積極的に参加しているか。
- (2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事がその議事の議決に加わっていないか。(理事に建設請負業者や物品納入業者が加わっている法人が建設請負契約や物品納入契約を行おうとする場合等)
- (3) 資金管理関係
 - ア 資金の借入れを行う場合、理事会の十分な審議(使途、担保物件、償還計画等)を経て行われているか。
 - イ 法人・施設の資金を他に貸し付ける等不適切な取扱いがなされていないか。
 - ウ 法人・施設の資金を濫りに内部流用していないか。
 - エ 資金計画及び借入金金の償還は適正に行われているか。
- (4) 工事の発注、物品、給食材料の購入等は、適正に行われているか。(例えば、給食材料費等は周辺施設と比較して大きく乖離していないか)
- (5) 会計経理・給与関係
 - ア 給与は、適正に支給されているか。(職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職共済加入者名簿等関係書類は一致しているか。)
 - イ 不当に預金等を担保に資金の借り入れが行われていないか。また、手形は振り出されていないか。
 - ウ 会計経理事務の実施において内部牽制体制が確立されているか。

7 防災対策の充実強化

8 在宅福祉、地域福祉への積極的な取り組み

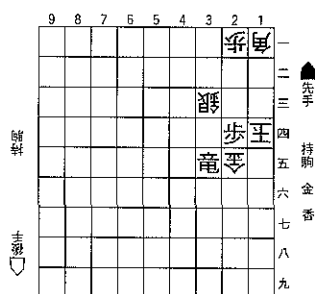
- (6) 入所者預り金等関係

工 現金残高、預金残高及び有価証券等と諸帳簿は一致しているか。

また、法人の監事監査及び内部監査において、同様の突合が行われているか。

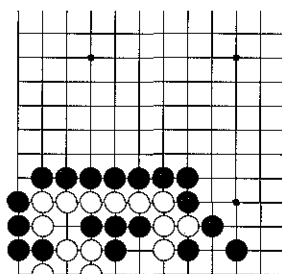
入所者預り金、寄付金及び遺留金品の取扱いは、適正に行われているか。
 - 防災対策について、その充実強化に努められているか。
 - ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。
 - イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。
 - ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設・近隣施設等の協力体制について検討されているか。
 - エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年一回以上適切に実施され、そのうち一回は夜間または夜間を想定した訓練が実施されているか。
- 施設設備を可能な限り地域に開放し、地域との連携が深められているか。(婦人会、各種ボランティア活動等)

〈詰将棋〉



(ヒント) 金を手に入れる順。
9手詰め。5分で1級。
(出題：武市三郎六段)

〈詰碁〉



黒番。ナカテ狙いで白を取る手
があります。5分で初段。
(出題：日本棋院)

水脈執筆者（順不同）

厚生省社会・援護局監査指導課長

川井 一心

日本点字図書館常務理事

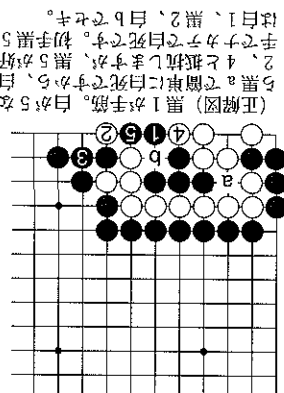
橋口 哲男

静岡県自治研修所所長

河合 晴夫

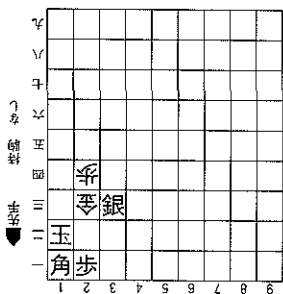
全国民生委員児童委員連合会会長

〈咳嗽製品〉



(正解図) 黒1が手筋。白が5なら黒2で閑車に白死ですから、白2、4と抵抗しますが、黒5が好手でカチで白死です。初手黒5は白1、黒2、白6でOK。

後主

[illegible]

「異刻」

編集後記

▽皆様お待ちかねの「平成十年度の生活保護―監査指導方針」特集をお届けいたします。毎年の机の上で、ボロボロになるまで使っているという読者の方からうかがったお話が忘れられません。▽四月号から一年間、表紙作品のテーマは、「音楽シリーズ」になりました。野村育葉さんの、本紙の表紙のための書き下ろし作品です。

この作品は、その後、アートバンクに登録され、一般貸し出しがされていますので、ご利用を希望される方は、東京コロニーアートバンクにお問い合わせください。

(古田)

今、「水脈」での「鯉のぼり」には思うところが
ありました。子どもは、大人社会の鏡にすぎない
といえます。恰好悪くてよかつたら、負けてもよ
かつたら、もつと素直に裸のつきあいでできるの
では？とは思うのですが。効率主義、競争社会
のしくみから降りない限り、私たちに、ほんとう
の豊かさはないのかもしれない。

（森山）

生活と福祉（五月号） 第五〇五号

定価一部四〇五円（本体三八六円）

平成十年五月一日印刷

平成十年五月一日発行

編集人 川越久司

發行人 松尾武昌

発行所
社会福祉法人
全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関

三丁目二番二号 新霞が閃ビル

電話 〇三(三五八)九五二一

(振替口座) 〇〇一三〇—〇四九三九六

印刷所 (株)丸井工文社

社会福祉学とは何か？

という根源的な問いかけに応える

現代版社会福祉原論。

改訂 社会福祉学とは何か

新・社会福祉原論

●京極 高宣 著●

●A5判/164頁 ●定価 本体2,000円(税別)

●主な内容●

- 序 章 社会福祉学とは何か
- 第1章 福祉システムと社会福祉の概念
- 第2章 福祉ニーズと福祉需要
- 第3章 福祉サービスとソーシャルワーク
- 第4章 福祉サービスの経営と政策
- 終 章 おすびにかえて
—社会福祉学の現代的課題—



現代社会にふさわしい社会福祉学の視点と枠組みを

明らかにし、社会福祉研究の新たな発展の起点とな

る課題を提起。

社会福祉制度政策の激動をふまえ、平成7年の初版

を改訂しました。

社会福祉を初めて学ぶ方にも、専門的研究者の方に

も価値ある一冊です。

●お申し込みは、書店か、都道府県社会福祉協議会または下記へ。

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会** 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-9511 FAX.03-3581-4666



ドラム

以前は革ばりのものが使用されていたが、現在はプラスチックフィルムが張られている。一般的にドラムというと、ドラムセットのことをさす場合が多く、タムの数やシンバルのサイズや種類などは、演奏者の好みに応じて変えることができる。